

うちなーんちゅ応援プロジェクト

(沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策)

支援金 (小売業等)

【申請準備のご案内】

本支援金の円滑な申請と支給のため、あらかじめ確認及びご準備いただきたい内容をまとめましたので、ご案内いたします。

【対象者】

「小売業」、「旅行代理店（無店舗）」を営んでいる事業者
ただし、土産物屋、旅行代理店（店舗）など、別添「参考資料1（基本的に
休止を要請する施設）」の休止要請の対象を除く

※「感染症防止対策緊急支援金（飲食店）」、「感染症拡大防止協力金（休業
要請対象施設）」と重複して受給することはできません。

【受付期間】

令和2年5月15日（金）から同年6月30日（火）まで



【申請方法】

※5月15日（金）9時（予定）までに、沖縄県のホームページに掲載します。

【問合せ先】

5月8日（金）～6月30日（火） 9:00～17:00

沖縄県支援金等相談センター 電話：098-851-9990（土日祝日含む）

みんなで未来を変えよう！沖縄5分の1アクション

I 支援金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、沖縄県は、「新型コロナウイルス感染症 沖縄県緊急事態宣言」（令和2年4月20日）を行い、事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へのご協力をお願いいたしました（令和2年4月22日）。

感染症拡大の影響や、県からの自粛要請等により経済的な影響を受けている事業者のうち、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）」に基づく休業要請の対象事業者とはならない「小売業」、「旅行代理店（無店舗）」で売上が減少している事業者を対象に、「沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策支援金（以下「支援金」といいます。）」を支給いたします。

■対象

「小売業」、「旅行代理店（無店舗）」を営んでいる事業者。

ただし、土産物屋、旅行代理店（店舗）など、別添「参考資料1（基本的に休止を要請する施設）」の休止要請の対象は除く。

※以下の支援金と重複して受給することはできません。

①感染症防止対策緊急支援金（飲食店）

②感染症拡大防止協力金（休業要請対象施設）

※各事業者の業態については、令和2年4月1日時点で判断します。

■受付期間

令和2年5月15日（金）から同年6月30日（火）まで

※6月30日（火）の消印有効

■支給額

1事業者あたり一律10万円

II 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 沖縄県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主等で、特措法に基づく休業要請の対象事業者とはならない「小売業」、「旅行代理店（無店舗）」を営んでいる事業者
- 2 次のいずれかの場合で、令和2年4月1日以前に営業を開始し、売上げが減少している事業者
 - （1）業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べいずれかの月について売上げが減少している事業者

(2) 業歴が1年未満の場合

令和2年4月又は5月の売上が、それ以前の月より減少している事業者

- 3 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅲ 申請手続き等

- 1 本支援金の申請に必要な書類等の入手・提出方法（オンライン又は郵送での提出）

(1) オンライン提出の場合

※5月15日（金）9時（予定）までに、沖縄県のホームページに掲載します。

(2) 郵送での提出の場合

- ア 申請書の入手方法
- イ 申請書の提出方法

※5月15日（金）9時（予定）までに、沖縄県のホームページに掲載します。

2 申請書類

以下の(1)から(5)までの資料を提出して下さい。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策支援金（小売業等）申請書兼口座振替依頼書

※「申請書」における個人事業主の整理番号については、把握していない場合は空欄で構いません。

- (2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）

- (3) 本人確認書類（写し）

※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ

- ①（法人）法人代表者の運転免許証・パスポート・保険証等の書類
- ②（個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類

- (4) 売上げが減少していることの確認書類

※以下の①、②又は③のいずれか

- ①業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べ売上げが減少しているいずれかの月について、本年及び前年の該当月の売上額を確認できる以下の書類

ア 本年（売上が減少した月）の売上額：売上額を確認できる帳簿(様式は問わない)の写し
※該当月の日ごとの売上が確認出来る帳簿を提出してください。

イ 前年（売上を比較する月）の売上額：直近の確定申告書関係書類

(法人は次の(ア)と(イ)、個人事業主は次の(ウ)と(エ))

(ア) 確定申告書別表一の控え（税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚）

(イ) 法人事業概況説明書（両面）2枚の写し

(ウ) 確定申告書第一表の控え（税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚）

(エ) 所得税青色申告決算書2枚の写し（白色申告の場合は不要）

※確定申告書の写しが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも受け付けます。なお、提出における取り扱いは以下のとおりです。

オンライン提出：画像データの保存形式は、pdf・jpg・jpeg・pngでお願いします。

郵送：A4サイズに拡大するなど、文字・数字が判別出来るようにしてください。

②業歴が1年未満の場合

令和2年4月又は5月の売上がそれ以前の月より減少していることについて、売上額を確認できる帳簿(様式は問わない)の写し

※該当月の日ごとの売上が確認出来る帳簿を提出してください。

③中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティーネット保証4号若しくは5号、又は同法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から受けた認定書の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響に対する認定書に限る

(5) 営業実態等の確認書類

※以下の①又は②のいずれか、及び③・④（①+③+④、又は②+③+④）

①法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し

②個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるものの写し）、法人登記簿の写し又は法人設立設置届出書（税務署の受付印があるものの写し）

※個人事業主においては、相当な理由により上記書類（個人事業の開業・廃業等届出書）が無い場合には、事業に係る納品書等を提出してください。

③店舗等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類（宛名、住所の記載のある検針票・領収書等の写し）※令和2年1月以降のいずれかの月の利用実績

④ア 小売業の場合：店舗等の外観及び内部写真（各1枚程度）

イ 旅行代理店（無店舗）の場合：自社のホームページを印刷したもの

3 支給の決定

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認の上、支給します。

申請書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認の連絡がない場合には、申請から10営業日程度で入金できる見込みです。

4 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知（不支給決定通知書）を送付いたします。

IV 手続きに関する問合せ

本支援金の申請等に関する不明点等に対応するため、以下のとおり相談をお受けします。

5月8日（金）～6月30日（火） 9：00～17：00（土日祝日含む）

沖縄県支援金等相談センター 電話：098-851-9990

V その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本支援金を返還していただきます。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

**※ 支援金の支給を装った
詐欺にご注意ください！！**